

令和元年度 第3回精華町子ども・子育て会議 会議録要旨

日時：令和元年 10 月 30 日（水）

午後 2 時 30 分～午後 4 時

場所：精華町役場 6 階審議会室

1 開会

あいさつ

審議会成立の確認

委員 14 名中、9 名の出席により過半数を上回っており、本審議会は成立。

傍聴者

0 名

2 議事

(1) 精華町第2期子ども・子育て支援事業計画評価等について

事務局 説明 資料 1 精華町児童育成計画 精華町第 2 期子ども・子育て支援事業計画
(素案)

(山口委員)

『『青少年』の健全育成』のところの「スクールカウンセラーの配置等により～」という部分は、実際に今学校で入っているスクールコーディネーターではないということで、あえてここに「スクールカウンセラーの配置」とうたっているのか。「スクールカウンセラーの配置」という表現は、心理系の先生というか、専門性を持った人を各学校に置かれるのかと取ったのだが、もしそうではないのならば、ここはどちらのことを指しているのか。

(地主委員)

現在、特別支援のコーディネーターはいるが、スクールコーディネーターという名前の方はいるのか。

(谷口委員長)

スクールソーシャルワーカーかスクールカウンセラー、一般にはそう呼んでいると思う。

(地主委員)

特別支援コーディネーターのほうを指している気がするが、それもそれで各学校には1名いるはずだ。

(山口委員)

確認だが、それ以外の方のカウンセラーの配置ということをやっているということではないのか。

(谷口委員長)

文言が「いじめ」とか「不登校」と書かれているので、基本的には臨床心理士などのイメージはあるようには思う。

(山口委員)

そう思う。それはすごくいいことなのだが、配置をやって大丈夫なのかと思う。

(事務局)

スクールソーシャルワーカーという方は各学校におられると思う。

(地主委員)

小学校、中学校とでも違うと思う。各校までスクールソーシャルワーカーはいないのではないのか。

(事務局)

内容については庁内で確認をする。

(地主委員)

同じところだが、『『青少年』の健全育成』の「困難を有する子ども・若者やその家族への支援」というのがあって、その下に「障害や発達に不安を抱える子ども・若者への支援」というのが分かれている。ここは新しい部分、新規案ということになっているが。まず気にかかったことは、「障害や発達に不安を抱える」という表現はあまり言わない言い方だと思う。「発達に不安を抱える」とは言うが「障害に不安を抱える」とは言わないので、この日本語がうまく使われていないのではないかと感じた。

そして、「困難を有する子ども・若者」ということで、「障害や発達に不安を抱える子ども・若者への支援」と項目が重なっていると思う。内容を見ても支援体制の充実などが重なると思う。ここを2つに分けているところがどんな意味があるのか。この書き方だと、「困難を有する子ども・若者やその家族への支援」はどちらかということと不登校を指しているの

だと思う。「困難を有する」という書き方にはなっているが、上のほうは不登校で、下はそれ以外という感じになっている。もし不登校だけを取り出したいのであれば、「困難を有する」というぼかした書き方をせず、もっとはっきり「不登校である」や「不登校傾向である」などと書いた方がわかりやすい。もし、「困難を有する～」ということできくくりたいのであれば、不登校、発達障害、LGBT、外国籍、みんな困難は持っているわけなので、1つにまとめてしまった方がいいのかなと思った。

もう1つ気になったのは、P. 41の『『社会的支援』の充実』というところだ。こういうときは「社会的支援」という言い方が一般的なのだろうか。私は他の計画を見たことがないので、そのあたりがよくわからないのだが、ひとり親家庭や障害児など、いろいろな家族と子どもたちがいて、その支援をするというのをくくる言葉として「社会的支援」という言葉を使ったのだろう。しかし、社会的な支援と言っても、子育て支援などはすべて社会的支援だと思うので、もう少しよい表現がないのだろうか。恐らく、多様な子ども・子育ての支援という意味合いだろうと思うが、少し表現を変えられないだろうか。

(大西委員)

P. 41の「社会的支援」の「ひとり親家庭への相談支援等の実施」の項目、「母子・父子自立支援員」というのは、保健所にいらっしゃる自立支援員のことか。

(事務局)

そのことを指している。

(大西委員)

「日常生活支援事業を実施します。」とあるが、これは、新たに精華町として、ひとり親家庭に対しての日常生活支援を実施するということか。今すでに母子会でしている日常生活支援を指しているのか。

(事務局)

現在、母子会で実施していただいている方を指している。

(大西委員)

では、協力していただいとということか。

(事務局)

そのような意図である。

(飯田委員)

今回から「保幼小連絡推進協議会」という言葉を入れたとおっしゃっていて、いいなと感じたところだ。P. 39 の緑枠の下から3つ目、新規案の「就学前教育・小学校教育の円滑な接続と連携」、これはあくまでも保幼小連携の部分を掲げているのだと思う。しかし、精華町の場合だと、例えば小学校への進学を機に転居してくるといふご家庭も多いと思う。初めから幼稚園あるいは保育所にいる子が小学校にあがった際の連携というのは大変によいと思うが、新しく越してきた人への文言も何か入っているとよいと感る。

(谷口委員長)

事務局では、引っ越してきた人への支援というものは何か盛り込んでいるか。

(事務局)

現在の計画の中には特化した内容では載っていないと思うので、内容を確認し、掲載について、事務局で検討していく。

(早樫委員)

先ほどのP. 36 の「困難を有する子ども・若者やその家族への支援」の「困難を有する子ども」というのは、P. 41 の「社会的支援の充実」の対象なのか。そういう意味なのか。

(事務局)

P. 36 の白枠の「困難を有する子ども」に関しては、不登校の内容を念頭に置いて記載している。

(早樫委員)

「困難を有する子ども」という言葉を不登校に特化した形にするとしたら、それ以外についてはその下の「障害や発達」、これは「障害や発達」ではなく、言葉としては「発達に不安を抱えている」というように「障害」と分けたほうがよいのではないか。

(事務局)

先ほど地主委員からもご指摘があったように、この「障害や発達到不安を抱える」という書き方も含めて、適切な形で、もう少しわかりやすいように変えられる部分は変えていこうと考えている。次回の会議のときに、修正した案をお示しするつもりだ。

(堀井委員)

資料2の6ページ、「病児・病後児保育事業」でお尋ねするが、実績が36から47、これは各年度で実際に利用されたケースか。

(事務局)

はい。

(堀井委員)

推計は数が多くなっているが、これは、受け入れ可能ということなのか、それとも希望者がこれだけいるのか、どちらなのか。

(事務局)

受け入れの数ではなく、アンケートから出した希望者数が今お知らせしているこの 507 という数字になっている。

(堀井委員)

子どもは急に病気になって、お母さん方がなかなか預けられず、仕事も休みにくいということが現実にあるので、病後児保育とか病児保育が実現できたらいいとは思いますが、実質なかなか困難な状態である。この数字を見て、今後、何かより対策を取るなどといったことはあるのか。

(事務局)

病児・病後児保育は、学研都市病院に委託して事業を実施している。アンケート調査の結果、希望者がこれだけ多くいる。実際には保護者が休みをとり、使われないということがあるが、実態的に1日数名ずつは預けられるという体制は取っている。従って、あがっている数が一度に重なると受け入れは難しいが、ある程度まんべんなくの希望であれば、この数字でも対応はできる。

(谷口委員長)

年間を通して1日2人位を預けられるぐらいの体制ということであろう。

(堀井委員)

病児保育と病後児保育の受け入れ具合は、実質どうなのか。要するに熱が出ているとか感染症の場合、実際、病児保育に預けるのは難しいのか。

(事務局)

保護者の方の声も聞いていると、傾向として、利用については病後児保育のほうが多い。病児、つまり病気になってすぐとか熱を出している子どもについては、よっぽどの事情がない限り、仕事を休んで家で看ているというのが実態だ。

ただ、園に通っている人が病気の時だけ病院の病後児室を使わなければならないということで、保護者の方からは、もう少し同じ園でみてもらえないかとか、使い勝手のところでそのような声も聞くが、なかなか難しい。病気も隔離しないといけないような感染症の場合とそうでない場合とがあり、それによって病後児、病児室も子どもを分ける。例えば定員を設けていても、隔離しないといけない子どもさんが多く来た場合は受け入れ定員を減らさざるを得ない。なかなか実務としては定員を表に出すところまでいっていないというのが実態である。

数年前から、木津川市も学研都市病院に委託している。以前は山城病院に委託していたが山城病院がやめたため、精華町と木津川市が学研都市病院の病児・病後児室に委託するという形になっている。そのため自治体間でも利用調整をしていかなくてはいけない。大きい市と小さい町とが1ヶ所を使うということで、利用調整が難しい局面が出てきている。

最近、山手幹線沿いの同志社山手のほうに、民間のクリニックで病児・病後児室をしているところがある。そちらも利用できるように話をしているので、学研都市病院がいったいの場合にそちらを利用したり、北部の方は近いほうを利用される等、できるだけ利用しやすい環境を整備するように役場のほうも調整をしている。

(北村(恵)委員)

ヒアリングのときにも話したが、今のお話の病児・病後児保育では、障害を持っている子は、今まで利用したことはあるのか。

(事務局)

実際に利用された方の障害の有無について届けを取っているわけではないが、過去に、こだわりのある子が使えるのかどうかという相談があり、現場を見学したことがある。そのため、一律だめだというわけではないが、普段と異なる環境や、部屋自体が狭いのでそれに耐えられなければ、やはり預かることは難しいということは聞いている。

(山口委員)

たぶん今の話だと思うのだが、何年前か前、当保育所に通っているお子さんで、重くはな

いのだが支援が必要な子が行っていたという事例がある。だから、それぞれの子どもによるのだろうというふうに私は理解している。

(早樫委員)

大きく3点あるのだが、まずP. 34で新しく「子どもの権利・人権の保障」という項目が入った。その解説文のところで「子どもは保護の対象であるとともに」という文章が先に来ているが、むしろここは「子どもは権利の主体であるとともに」というように文章上の表現を少し工夫したほうがよいのではないか。

P. 36の「相談できる学校づくりの」という先ほど話題になっていたところだが、「いじめ防止基本方針」は大切だとは思う。これは少しずつ違う内容だが国も府も精華町もつくっている。精華町は精華町で、府とか国をベースにつくっているはずなので、ここは、「精華町」という言葉を入れ、例えば「精華町はいじめ防止基本方針」としたほうがよいのではないか。

3点目が、今私は保護施設にいるのだが、P. 44の、児童虐待の対応のところで、今書かれている順番をもう一度整理をしたほうがよいと思う。例えば1つ目、「意識啓発」、次は「未然防止」じゃないかと思う。このように、順番を検討していただきたい。

もう一つは、1つ目の「児童虐待・DV等に」の囲みの文章の整理をしたほうがよい。というのは、虐待、DVについても、おそらく「基本認識に関する広報を～」だと思う。「広報をはじめとして、それらの予防と早期発見、早期対応に取り組みます。」だと思う。さらに、「学校・幼稚園・保育所・医療機関等と連携して、体罰によらない子育て等についての意識啓発を行います。」等、少し文章上の表現を整理していただいたほうが、さらにわかりやすくなる。

(事務局)

今、ご意見いただいた内容で検討する。

(飯田委員)

言葉のことだけなのだが、P. 41の「外国につながる子ども」は意味はわかるが、少し言葉的に変ではないか。

(事務局)

これは、国から出ている指針がこのような書き方をしているので、精華町でもこの書き方で書いている。

(2)その他(利用料等)

(山口委員)

現場の保育所と児童クラブもそうだが、私は、児童クラブに関しては利用料を変更して、上げてもいいのではないかと考えている。おやつ代を含めてのこの値段をみて、経済的にお困りの方に関しては減免を考えたらよい。私のところは、すればするほど運営が苦しくなっているので、そこはしっかり取ってもらいたいという希望がある。毎年赤字となっており、そこは運営のやり方というより厳しいお金の具合という部分があると思っているので、園としても上げてもいいところだと思う。

(谷口委員長)

今、山口委員からご意見があったが、確かに保育の質とか施設の質が落ちるとというのがやはり一番いけない。赤字ということで、その辺は確かに問題であると思う。基本的には値上げをして、減免する方は減免してはどうかという意見だ。他に意見のある方はどうぞ。

(大西委員)

放課後児童クラブの利用料だが、実際に母子家庭のお母さんから、保育所の時代は利用料が少なく済んだが学童に行った途端に7,000円かかると聞いている。お給料のベースが1か月で7,000円も上がるわけでもないのに、その場合、食費を削るなど、お母さんたちのご苦労がいろいろある。そういったご家庭にはもう少し減免していただける方向であるとありがたい。

(地主委員)

ちょっと補足的になるが、ひとり親の子どもでも、正社員、父子、母子等、色々な所得の状況はあるのだろうと思う。例えば単純に子どもが3人いて母子家庭で年収200万程度の世帯で考えたときに、月1万5,000円であったり、延長3人だったら×3で毎月2万1,000円払うというのは、負担としては相当大きい。例えば宇治市のように10段階でというようなことは簡単にできる話ではないと思うが、所得に応じた形での減免を考えていくのはすごく大事になるのではないかなと思う。

(谷口委員長)

だいたい皆さんのお考えというのは、減免は必要ではないかということだと思う。費用

については、赤字だとか町がどれぐらい負担できるかということもあるので、いくらにしたらよいということはなかなか言えないかと思う。費用については町で検討を続けてもらえればということによろしいか。

(山口委員)

延長保育料について、もちろん延長保育でお金が発生したら生活的に厳しい家庭がある。そういう世帯については減免等を考えていただく必要はあると思う。精華町では延長保育料は発生しない。私のところは公立だが民間がやっているということも踏まえて、延長保育料を取る方向で進めていっていただけるとありがたい。

(谷口委員長)

今の意見は、延長保育料を取るところからは取ったらいけども、減免しないといけな
い人は減免してくださいという意見だったと思うので、後は事務局のほうでご検討いた
きたい。議事は以上で終了する。

3 閉会